

福岡県公報

平成25年1月4日
第3459号

目次

告示(第1号-第3号)

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 1
- 公有水面埋立ての免許 (港湾課) 1
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) 2

告示

福岡県告示第1号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月4日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成24年12月7日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人ごろりんハウスの会
 - 代表者の氏名
中山 善人
 - 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市諏訪野町2700番地3
 - 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、障害者に対して、共同作業所事業等を行うと共に、講演会、学習会、各種催し等の障害者の自立支援に関する事業を行い、障害者の福祉及び人権の擁護、確立に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、障害者に対して、地域活動支援センター事業等を行うと共に、講演会、学習会、各種催し等の障害者の総合支援に関する事業を行い、障害者をはじめとして全ての人の福祉及び人権の擁護、確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成25年1月4日

福岡県知事 小川 洋

- 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
 - 免許を受けた者
福岡県
福岡市博多区東公園7番7号
 - 代表者
福岡県知事 小川 洋
福岡市中央区白金二丁目14番6号
- 埋立区域
 - 位置
福岡県豊前市大字宇島7001番地及び7002番地先の公有水面
 - 区域
次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域
 - ①の地点 国土地理院丸尾三等三角点(北緯33度37分31秒8578、東経131度07分12秒8026)から102度54分14秒、1,047.71メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から16度51分19秒、7.21メートルの地点

- ③の地点 ②の地点から106度51分29秒、48.66メートルの地点
④の地点 ③の地点から39度16分22秒、41.13メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から123度21分54秒、11.63メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から120度45分24秒、8.96メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から117度08分08秒、4.76メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から114度35分40秒、11.09メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から109度03分21秒、8.32メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から107度35分40秒、21.79メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から114度49分20秒、24.12メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から128度33分49秒、19.44メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から151度27分41秒、3.18メートルの地点
⑭の地点 ⑬の地点から200度23分11秒、13.91メートルの地点
⑮の地点 ⑭の地点から237度36分34秒、13.48メートルの地点
⑯の地点 ⑮の地点から286度20分59秒、58.43メートルの地点
⑰の地点 ⑯の地点から287度08分11秒、105.67メートルの地点
①の地点 ⑰の地点から290度24分56秒、0.43メートルの地点

(3) 面積

4,747.74平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福岡県豊前市大字宇島7001番地、7002番地及び63-5番地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

イの地点 国土地理院丸尾三等三角点（北緯33度37分31秒8578、東経131度07分12秒8026）から102度38分58秒、1030.90メートルの地点

口の地点 イの地点から16度33分30秒、10.68メートルの地点

ハの地点 口の地点から23度05分42秒、9.94メートルの地点

ニの地点 ハの地点から38度34分03秒、5.43メートルの地点

ホの地点 ニの地点から51度04分53秒、3.49メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から63度40分45秒、11.23メートルの地点

トの地点 ヘの地点から67度22分24秒、6.59メートルの地点

チの地点 トの地点から73度16分21秒、9.91メートルの地点

リの地点 チの地点から55度01分19秒、3.70メートルの地点

ヌの地点 リの地点から42度30分41秒、3.63メートルの地点

ルの地点 ヌの地点から88度40分19秒、13.98メートルの地点

ヲの地点 ルの地点から135度38分29秒、6.82メートルの地点

ワの地点 ヲの地点から125度34分22秒、20.18メートルの地点

カの地点 ワの地点から122度40分59秒、34.04メートルの地点

ヨの地点 カの地点から115度21分26秒、15.72メートルの地点

タの地点 ヨの地点から107度59分48秒、30.10メートルの地点

レの地点 タの地点から114度49分25秒、24.30メートルの地点

ソの地点 レの地点から128度33分43秒、19.76メートルの地点

ツの地点 ソの地点から151度27分57秒、4.50メートルの地点

ネの地点 ツの地点から200度23分18秒、14.44メートルの地点

ナの地点 ネの地点から237度36分26秒、14.66メートルの地点

ラの地点 ナの地点から286度21分01秒、59.12メートルの地点

ムの地点 ラの地点から287度08分11秒、105.68メートルの地点

ウの地点 ムの地点から298度00分50秒、11.23メートルの地点

イの地点 ウの地点から309度53分31秒、7.06メートルの地点

(3) 面積

8,352.99平方メートル

4 埋立地の用途

緑地

5 埋立ての免許の年月日

平成24年12月18日

福岡県告示第3号

耳納山麓土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律

第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年1月4日

福岡県知事 小 川 洋

就任理事

氏 名	住 所
高木 典雄	うきは市浮羽町朝田 842 番地 8